

令和2年度「静岡県医学修学研修資金」 順天堂大学地域枠の御案内

<目次>

概要（応募条件・返還免除条件）	1
参考	3
貸与制度に関するQ & A	5

静岡県は、文部科学省の医学部入学定員増員計画に基づき、順天堂大学と連携し、地域医療を担う医師を養成することを目的として「順天堂大学 静岡県地域枠」により入学した医学生に「静岡県医学修学研修資金 順天堂大学地域枠」貸与を実施します。

大学卒業等の後、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等で勤務していただくことにより、貸与した資金全額の返還を免除します。

※本募集は、令和2年度静岡県一般会計予算の成立を条件とします。

（予算は、2月県議会（2月20日～3月18日を予定）で審議されます。）

1 定員

5人

2 申請資格

令和2年度 順天堂大学 静岡県地域枠入学者

- ・ 出身地による制限はありません。
- ・ 卒業後、「静岡県キャリア形成プログラム」が適用されます。
- ・ 他県または県内市町等から同種の奨学金（卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金・貸付金）の受給はできません。

3 貸与金額

年間240万円（月額20万円×12ヶ月）

* 1年分を3回に分け、本人名義の口座に振り込みます。

4 貸与期間

貸与決定の年度から大学卒業の年度まで通算6年間

5 返還免除の条件

以下の（1）、（2）の要件を全て満たしたときに、貸与した資金全額の返還を免除します。

- （1）大学卒業後、2年以内に医師免許の登録を完了すること。
- （2）医師免許取得後、「静岡県キャリア形成プログラム」※に従い、9年間（臨床研修期間含む）静岡県の公的医療機関等（3ページの別表1参照）に勤務すること。なお、臨床研修修了後は、本人の意向を聴取し、大学と協議した上で県が個別に勤務機関を指定するものとする。

※県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をしたときの返還免除をうけるための勤務期間の計算は、4ページの別表2のとおりとなります。

※「静岡県キャリア形成プログラム」の詳細については、ふじのくに地域医療支援センターのホームページ（<https://fujinokuni-doctor.jp>）を御確認ください。

6 返還

返還免除を受けない場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息（年利10%）を付して一括で返還していただきます。

- * 6年間貸与を受けた場合の利息額はおよそ450万円程度です。
- * 返還期限を過ぎて返還する場合は、上記の返還金額に加えて、延滞利息（年利15%）を納付していただきます。

7 連帯保証人

貸与を受けるには、以下の条件を満たす2人の連帯保証人を立てる必要があります。

応募にあたって、連帯保証人の予定者をあらかじめ決めておいてください。

- (1) 応募者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名は必ず親権者（法定代理人）とすること。
- (2) 2名の連帯保証人は、それぞれ別に独立して生計を営む者であること（両親2人を連帯保証人2人にすることはできません。いずれかお1人のみとしてください。）。
- (3) 法的に保証能力を有し、万一あなたが返還できなくなったときに代わりに弁済する資力を有する者であること。

静岡県のお問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
静岡県健康福祉部地域医療課 医師確保班
電 話：054（221）2868
FAX：054（221）3291
E-mail：chiikiiryuu@pref.shizuoka.lg.jp

別表2 育児短時間勤務に関する取扱い

区分	内容			
計算式	<p>次の計算式により算出した期間を返還免除を受けるための勤務期間に算入します。</p> <table border="1" data-bbox="424 445 1449 533"> <tr> <td data-bbox="424 445 592 533">育児短時間 勤務月数</td> <td data-bbox="592 445 667 533">×</td> <td data-bbox="667 445 1449 533"> $\frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}$ </td> </tr> </table>	育児短時間 勤務月数	×	$\frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}$
育児短時間 勤務月数	×	$\frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}$		

静岡県医学修学研修資金貸与制度Q & A

Q：応募の際、所得制限はありますか？

A：家族の収入等による所得制限はありません。

Q：連帯保証人の収入に条件はありますか？

A：連帯保証人は、支払能力があり十分な保証が可能である者としてします。

Q：他の奨学金の貸与を受けています（受ける予定です）が、応募することができますか？

A：卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金・貸付金でなければ、貸与を受けていても（受ける予定であっても）申し込むことができます。（日本学生支援機構の奨学金 など）

Q：卒後2年間の臨床研修を行う病院は、県が指定するのですか？

A：臨床研修を行う病院は指定しませんが、県内病院で行う必要があります。

Q：専攻する診療科は自分で選択できますか？

A：医学部生または大学院生として応募された方については、返還免除を受けるための条件として診療科を指定することはありません。

Q：貸与を受けている間や貸与を終了した後などに行わなければならない手続きはありますか？

A：修学研修資金の貸与の継続を希望する場合、大学を卒業した場合、返還免除を受けるための勤務を行った場合など、貸与を受けている間や貸与を終了した後にも、所定の様式による申請・届出が必要です。また、現況確認等のため、書類の提出を依頼する場合がありますので、必ず期限を遵守の上、書類を提出してください。

(主な申請・届出書類)

貸与の継続を希望する場合	修学研修資金貸与継続申請書 等
貸与期間が満了した場合	返還猶予申請書、借用証書、印鑑証明書 等
大学を卒業し、 臨床研修を開始した場合	返還猶予申請書、勤務開始届、 卒業届、医師免許取得届 等
臨床研修を修了した場合	返還猶予申請書、臨床研修医療機関報告書 等
卒後3年目以降の毎年度	返還猶予申請書、業務従事医療機関報告書 等

Q：医師国家試験に合格しなかった場合、直ちに資金の返還を求められますか？

A：直ちに返還とはなりません。返還免除を受けるためには、大学卒業後2年以内に医師免許の登録を完了することが必要です。「国家試験合格」ではなく「医師免許の登録」で判断しますのでご注意ください。

Q：出産・育児により、必要な期間、返還免除を受けるための勤務を中断することは認められますか？この場合、履行期限はどのような取扱いになるのですか？

A：産前産後休暇や育児休業により休業等をする場合、個別にご相談いただければ、資金の返還を求めずに、必要な期間内で返還免除のための勤務の中断を認めるとともに、休業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します。

また、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合は、県が定める計算式により算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。

Q：返還免除を受けるための勤務を開始したものの、9年間の勤務ができなかった場合はどのような取扱いになるのですか？

A：返還免除の条件に適合する期間の勤務ができなかった場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息（年利10%）を付して、一括で返還していただきます。ただし、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間が3年に達していて、知事が止むを得ないと認める場合には、資金の全部又は一部の返還を免除することがあります。

**Q:返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、自動的に免除になりますか？
また、免除後も、県から連絡が来ることはありますか？**

A：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、県内公的医療機関等で勤務したことを証明する書類とともに返還免除の申請が必要です。
県では、返還免除を受けるための勤務期間が終了した後も、引き続き県内で勤務を続けていただくことを期待しています。
このため、返還免除後の勤務先や、勤務状況については、定期的にアンケート等を実施したいと考えておりますので、その際にご協力をお願いいたします。